

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）	銀行法
銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）	銀行法施行規則
信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）	信用金庫法
信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）	信用金庫法施行規則
保険業法（平成 7 年法律第 105 号）	保険業法
保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）	保険業法施行規則
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金融商品取引法
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等向け監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関向け監督指針
保険会社向けの総合的な監督指針	保険会社向け監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>● 銀行持株会社の共通重複業務への事業者の経営・個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の追加</p>	
	<p>▼ 銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 1 項第 10 号及び第 11 号</p>	
1	<p>「事業者の経営に関する相談に応ずる業務」や、「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」といった顧客と直接接する業務が、認可を要する共通集約業務として明示されることになるが、業務の効率化の観点から、銀行法第 52 条の 21 第 2 項に定める「経営管理及びこれに附帯する業務」に、顧客と直接接する業務を読み込むことが全く否定されたわけではないという理解でよいか（例えば AML/CFT 業務等を想定）。</p> <p>可能であれば、経営管理業務として許される顧客と直接接する業務がどのような場合に許されるのか、目安を教えてください。</p>	<p>今回の改正は、主として、銀行に所属する専門人材の育成を促進する観点から、銀行持株会社に所属する専門人材が、当該銀行持株会社の子銀行による法人及び個人向けコンサルティング業務に帯同し、顧客対応時にサポートすることを可能とすべく措置するものです。</p> <p>したがって、銀行法第 52 条の 21 第 2 項に規定する「銀行持株会社のグループの経営管理及びこれに附帯する業務」の範囲を変更するものではありません。</p>
2	<p>第 10 号および第 11 号の「相談に応ずる業務」について、相談に応ずる対象が、銀行持株会社グループの銀行の顧客に限定されている。銀行持株会社グループの銀行以外の会社（クレジットカード会社や証券会社等）でも、事業者や個人の顧客を抱えているため、グループ会社全体の顧客に対応できるよう、相談に応じることができる対象を拡げたい。</p>	<p>今回の改正は、主として、銀行に所属する専門人材の育成を促進する観点から、銀行持株会社に所属する専門人材が、当該銀行持株会社の子銀行による法人及び個人向けコンサルティング業務に帯同し、顧客対応時にサポートすることを可能とすべく措置するものです。</p> <p>銀行以外の会社の顧客に対する相談業務については、今後、具体的なニーズを把握した上で適切に検討してまいります。</p>
3	<p>本件業務の追加により、銀行持株会社が直接、当該銀行持株会社グループに属する銀行等の顧客である事業者や個人に対してサービス提供を行うことが想定されているとの理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、主として、銀行に所属する専門人材の育成を促進する観点から、銀行持株会社に所属する専門人材が、当該銀行持株会社の子銀行による法人及び個人向けコンサルティング業務に帯同し、顧客対応時にサポートすることを可能とすべく措置するものです。</p>
4	<p>例えば、フィナンシャル・アドバイス業務（第 11 号）には、その先の保険募集や、投信の販売も含まれるとの理解でよいか（フィナンシャル・アドバイスを行う者と、個別の金融商品を取扱う者が分かると顧客に不便であり、また、混乱をもたらすおそれがある）。</p> <p>フィナンシャル・アドバイス業務に保険募集が含まれないとしても、持株会社の職員による保険相談が、万が一「勧誘」とされても保険募集規制の違反とならないように、保険募集の再委託禁止の例外を設けていただけないか。</p>	<p>したがって、銀行持株会社に保険募集や投資信託の販売等を認めるものではありません。</p>
5	<p>第 11 号について、以下の点をご教示いただきたい。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>①本号を新設する背景（立法事実）は何か。 ②「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」として、銀行持株会社では具体的にどのような業務が可能になるか。例えば、銀行持株会社が個人の財産形成に関する相談に応じる場合、結果的に子銀行が取り扱う金融商品の勧誘につながる可能性もあるが、このような勧誘行為も本業務に含まれると理解してよいか。</p>	
6	<p>第 11 号の業務において、銀行持株会社は子銀行の顧客情報を取り扱うことができることになると理解してよいか。</p>	<p>今回の改正は、顧客情報の取扱いに関する規制を変更するものではありません。 したがって、引き続き、顧客情報の取扱いに関する規制を遵守する必要があります。</p>
<p>● 銀行持株会社の共通重複業務である融資審査業務の対象範囲の拡大</p>		
<p>▼ 銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 1 項第 3 号</p>		
7	<p>平成 29 年 3 月 24 日付で公表されたパブリックコメント結果の項番 55 では「与信審査過程の一部を切り出してこれについてのみ銀行持株会社における取扱いを可能にするものではなく、子会社たる銀行における与信決定の前提となる各種の審査を銀行持株会社が行うことができる」との貴庁の考え方が示されている。ここでは「判断」と「審査」が区分けされているが、夫々の定義や区分けされている意味について教えて頂きたい。今回の措置で、グループに属する会社の「審査」を銀行持株会社で行うことができる業務とされつつも、例えば、「判断」が決裁権限付与・行使等と解釈され、これがグループに属する会社の業務として残存した場合、グループ全体での業務一体化・効率化が図れない可能性があるとも考えられる。グループに属する会社其々が稟議を起案し、持株会社の審査部に申請、持株会社の審査部の承認を得て、グループに属する会社が案件実行するといったような、『与信審査過程の全部』をグループに属する会社から持株会社に移すことまでも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>「銀行持株会社グループに属する会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」とは、子会社における与信決定の前提となる各種の審査を銀行持株会社が行うことであるため、信用供与の判断自体は当該子会社が行うこととなります。</p>
8	<p>平成 29 年 3 月 24 日付で公表されたパブリックコメント結果の項番 57 では、「銀行業態以外の者が行う融資審査については、それぞれの業態に応じて考慮要素等も異なり、銀行の行う融資審査業務と共通の業務であるとして業務の効率化等に十分資するとは認められないことから、対象とすることは困難であると考えられます。」との貴庁の考え方が示されていた。</p>	<p>貴見のとおりです。 今回の改正は、銀行持株会社が、グループの経営管理の中で、異なる業務を行うグループ会社のリスク管理を統一的に行っていることを踏まえ、グループ全体での業務の一体化及び効率化の観点から、共通重複業務として、グループに属する銀行業態以外の者が行う融資審査を認めることとしたものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>今回の改正の趣旨としては、「銀行業態以外の者が行う融資審査であっても、銀行の行う融資審査業務と共通の業務であるとして業務の効率化等に資すると認められるため」との理解でよいか。</p>	
9	<p>グループに属する証券会社についての審査と銀行についての審査を銀行持株会社で行う場合、ファイアーウォール規制の存在により、持株審査態勢を構築した場合の実効性が非常に低くなると考えられる。今回の銀行法改定に伴い、その主旨や政策意図を浸透させる意味でも、本件に関する情報共有をファイアーウォール規制の適用対象外とし、顧客からの情報共有に係る同意書取得を不要とするなどの、金融商品取引法上の対応がなされるべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、今後、外国法人顧客に関する情報を銀証ファイアーウォール規制から除外することについて検討するとともに、公正な競争環境に留意しつつ国内顧客を含めた本規制の必要性についても検討を行う予定としております。</p>
<p>● 協同組織金融機関における基準議決権数を超える会社に係る届出の緩和</p>		
<p>▼ 信用金庫法施行規則第 100 条第 1 項</p>		
10	<p>例えば、①「信用金庫が国内の会社の基準議決権数を超える議決権を取得する」と同時に、②「当該会社が新たに信用金庫の特殊関係者に該当することとなった」場合には、②の届出に関する規定（信用金庫法施行規則案第 100 条第 1 項第 17 号）に基づき届出を行えばよい（①の届出に関する規定（同条同項第 15 号）に基づく届出は不要）との理解でよいか。</p> <p>一方で、①の事由の発生後に②の事由が生じた場合、または、②の事由の発生後に①の事由が発生した場合には、それぞれの事由が発生した時期において、それぞれの規定に基づく届出を行う必要がある（例えば、既に①の規定に基づく届出を行っていたとしても、②の規定に基づく届出を改めて行う必要がある）との理解でよいか。</p> <p>また、同条同項第 16 号（基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合）及び第 18 号（特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合）の関係についても上記と同様に、（ア）これらの事由が同時に発生した場合には第 18 号の規定に基づく届出を行う、（イ）これらの事由が別々の時期に生じた場合は、それぞれの事由が発生した時期において、それぞれの規定に基づく届出を行う必要がある—との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>● 子会社による「職業紹介事業」の整理</p>		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼ 銀行法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 16 号等		
11	<p>従属業務の「職業紹介事業」は、収入依存度規制を満たす必要はあるものの、職業紹介を行う対象企業に制限はないと理解している。</p> <p>今回の改正により、従属業務の「職業紹介事業」が削除されても、銀行の子会社・兄弟会社で扱える範囲は変わらない（銀行の取引先以外の企業や銀行グループ内企業に対する人材紹介も実施可能）と理解してよいか。</p> <p>仮に、今回の改正により、対象企業が狭まる（親銀行の取引先に制限される）のであれば、従属業務の「職業紹介事業」を削除しないこととしていただきたい。</p>	<p>今回の改正により、銀行又は銀行持株会社の子会社が営むことができる「人材紹介業務」の業務範囲に変更はありません。</p> <p>したがって、銀行又は銀行持株会社の金融関連業務子会社が「人材紹介業務」を営む場合、その業務範囲は銀行等の取引先企業に限定されません。</p>
12	<p>信用金庫法施行規則案第 64 条第 4 項第 16 号では、子会社の従属業務から、職業紹介事業が削除されている。この点、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2(1)において、職業紹介事業（中小・地域金融機関向け監督指針でいう「人材紹介業務」）は、信用金庫の「その他の付随業務」に該当する旨明確化されていることから、同事業は信用金庫法第 53 条第 3 項の「その他の業務」にあたるものと認識している。</p> <p>したがって、本改正案は、中小・地域金融機関向け監督指針の解釈との整合性を図るべく、職業紹介事業が子会社の「従属業務」ではなく、「金融関連業務」に該当する（同法施行規則第 64 条第 5 項第 3 号の規定に基づく業務である）との整理を行うために規定の改正を実施するものであるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
13	<p>主要行等向け監督指針にて、銀行の付随業務に「人材紹介業務」が該当することが明示されたことを踏まえた改定と思料するが、今後、主要行等向け監督指針における考え方の見直し等により、再度「人材紹介業務」の付随業務への該当性が否定されることのないようにして頂きたい。</p> <p>万一、主要行等向け監督指針に示されている「人材紹介業務」の付随業務への該当性が見直された場合、結果として今回の改定は規制の強化方向に働くこととなる。</p>	<p>現時点において、「人材紹介業務」を付随業務から削除することは検討しておりません。</p>
▼ 保険業法施行規則第 56 条の 2 第 1 項第 15 号		
14	<p>保険業法施行規則第 56 条の 2 第 1 項第 15 号から、「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第 30 条第 1 項の規定に基づき許</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	可を得て行う「職業紹介事業」が削除されているが、改正後に保険会社の子会社として「職業紹介事業」を行う場合は、保険業法施行規則第56条の2第2項第5号（金融関連業務子会社の業務）に基づくという理解でよいか。	
15	今回の保険業法施行規則改正に伴い、「職業紹介事業」が金融関連業務子会社の業務となることに関して留意すべき点は、単に従属業務子会社に課される収入依存度規制の適用を受けないことという理解でよいか。	貴見のとおりです。
16	保険会社の子会社が行う「職業紹介事業」については、保険業法施行規則第56条の2第1項第15号の改正により従属業務としては認められなくなるが、引き続き同条第2項第5号により金融関連業務としては認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
17	今回の保険業法施行規則及び保険会社向け監督指針の改正により、これまで保険会社の子会社が行うことのできた「職業紹介事業」の範囲が何ら制限されるものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
18	今回の保険業法施行規則改正において、類似する業務であるにも関わらず、「労働者派遣事業」に従属業務子会社の業務とし、「職業紹介事業」を金融関連業務子会社の業務と区別する理由は何か。	今回の改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「職業紹介事業」が、保険業法第98条第1項柱書に規定する「その他の業務」に該当することを明確化すべく、保険会社向け監督指針を改正すると共に、保険会社の子会社の業務範囲である金融関連業務に「職業紹介事業」が該当することにつき規定の整理を行ったものです。
▼ 保険会社向け監督指針Ⅲ-2-13-1(1)		
19	「人材紹介業務」は、職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」と同義であり、保険業法施行規則第56条の2第1項第15号に規定する「労働者派遣事業」は含まないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
20	以下3点を確認したい。 ①本改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が「その他の付随業務」に該当することを明確化したものであること ②「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた」が「取引先企業に対して行う」と改正されたが、これによってこれまで保険会社が「その他の付随業務」として行うことが認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業	貴見のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>務、事務受託業務の範囲を制限するものではないこと</p> <p>③従って、今回の改正によって「その他の付随業務」の範囲が制限されるものではないこと</p>	
21	<p>「取引先企業」以外に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務が「その他の付随業務」の範疇にあるかについては、Ⅲ-2-13-1(2)において示されている4つの観点を総合的に考慮して判断されるとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
22	<p>Ⅲ-2-13-1(1)において挙げられている「コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務」に該当する場合は、Ⅲ-2-13-1(2)に関わらず、「その他の付随業務」に該当するという理解で良いか。</p>	<p>今回の改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が、保険業法第98条第1項柱書に規定する「その他の業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、保険会社の業務範囲を変更・拡大するものではありません。</p>
23	<p>Ⅲ-2-13-1(1)において「取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務」とされているが、(注2)において「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。」とされていることを踏まえれば、必ずしも「取引先企業」に対して行う場合に限定されるものではないという理解で良いか。</p>	<p>取引先企業に対して、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務及び事務受託業務（以下「コンサルティング業務等」といいます。）を行う場合はⅢ-2-13-1(1)で判断することになりますが、取引先企業以外にコンサルティング業務等を行う場合は同(2)で判断することになります。</p>
24	<p>Ⅲ-2-13-1(1)における「取引先企業」については、保険契約者に限らず、例えば保険会社と何らかの取引関係にある者も含まれ得るという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が、保険業法第98条第1項柱書に規定する「その他の業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、保険会社の業務範囲を変更・拡大するものではありません。</p> <p>「取引先企業」の「取引」とは、保険業法第97条各項に基づき行われる業務を想定していません。</p> <p>なお、取引先企業には、今後保険会社が取引を行うことを想定している見込先企業も含まれます。</p>
25	<p>Ⅲ-2-13-1(1)において「ビジネスマッチング業務」が挙げられているが、「取引先企業」と「取引先企業」とのマッチング業務以外にも、「取引先企業」と取引先企業以外とのマッチング業務、取引先企業以外と取引先企業以外とのマッチング業務も含まれ得るという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が、保険業法第98条第1項柱書に規定する「その他の業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、保険会社の業務範囲を変更・拡大するものではありません。</p> <p>取引先企業に対して、コンサルティング業務等を行う場合はⅢ-2-13-1(1)で判断することに</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>なりますが、取引先企業以外にコンサルティング業務等を行う場合は同(2)で判断することになります。</p> <p>したがって、取引先企業以外にビジネスマッチング業務を提供する場合は、同(2)で判断することになります。</p> <p>なお、取引先企業には、今後保険会社が取引を行うことを想定している見込先企業も含まれます。</p>
26	<p>Ⅲ-2-13-1(1)において、「従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた～」を「取引先企業に対して行う～」とする改正案が示されているが、「取引先企業」以外の一般個人等に対して行う「コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務」も排除されていないという理解で良いか。</p>	<p>今回の改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が、保険業法第98条第1項柱書に規定する「その他の業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、保険会社の業務範囲を変更・拡大するものではありません。</p> <p>取引先企業に対して、コンサルティング業務等を行う場合はⅢ-2-13-1(1)で判断することになりますが、取引先企業以外にコンサルティング業務等を行う場合は同(2)で判断することになります。</p> <p>なお、取引先企業には、個人事業主も含まれます。</p>